

答 申

1 審査会の結論

南島原市長（以下「実施機関」という。）が、令和7年4月14日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、本件審査請求の対象となった南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名については開示すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

（1） 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が開示した文書のうち南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名を非開示とした処分に対し、審査請求したものである。

（2） 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求を行う理由として、以下のとおり述べている。

アドバイザーは市の職務に密接に関わっており、市民生活や公金の使途にも影響を与えるような公的な立場にあり、民間人といえども透明性は担保されるべきである。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関が非開示とした南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名については、南島原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に規定する個人情報であり、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づいており、開示を定める同号ただし書に該当する情報でもないため、不開示としている。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|-----|-----------|--------------------|
| （1） | 令和7年5月23日 | 諮問の受理 |
| （2） | 同年7月28日 | 第1回審査会（実施機関聴取及び審査） |
| （3） | 同年8月21日 | 第2回審査会（審査） |
| （4） | 同年9月 5日 | 答申 |

5 審査会の判断

（1） 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものがある場合は不開示とすることを定めており、本件において記載されている南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名については、同号による特定の個人が識別され得る情報であることは明

らかであり、同号本文の不開示情報といえる。

ただし、同号ただし書によると、次の場合は、不開示情報から除かれ、開示しなければならない。

ア 法令又は他の条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) そこで、南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名が条例第 7 条第 1 号ただし書に該当するか否かについて検討する。

本件審査請求の対象である南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名については、市からの任命の際に氏名を公にするか否か取り決めていないところ、国又は地方公共団体から任命された者の氏名は、公にすることにより具体的な支障が生ずるおそれがない場合は、慣行として公にされている情報と認められる。よって、同号ただし書イ（慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当するものといえる。

(3) 結論

以上の検討の結果、南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名については不開示情報といえず、「1 審査会の結論」のとおり判断した。

6 付言

実施機関は、本件処分時、南島原市 CCRC アドバイザー任命者（任命される者）の氏名について、条例第 7 条第 1 号を根拠に審査請求人に対して不開示の通知をしていた。しかし、前記 5 の(2)のとおり、この判断は誤りと言わざるを得ない。条例第 7 条各号に規定する不開示情報の適用については、慎重かつ適切に判断されなければならない、十分に検討のうえ処分を決定してしかるべきである。実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

なお、併せて本件処分において不開示とされた次に掲げる事項についても、不開示の理由に誤りがあったため、当審査会としては、以下の理由により開示すべきと考える。この点、審査請求人は審査請求書の審査請求の趣旨の欄で次に掲げる事項については処分の取り消しを求めている。そのため、当審査会としては審査会の結論の箇所判断をしていない。しかし、当審査会としては、付言として、次に掲げる事項についても開示することを要望する。

(1) CCRC アドバイザー任命決裁に記載されている起案者名

実施機関は、本件処分時、CCRC アドバイザー任命決裁に記載されている起案者名について、条例第 7 条第 7 号及び個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当することを不開示理由の根拠として審査請求人に通知し

ていた。しかし、同号に該当することを不開示理由の根拠として挙げたことについては、そもそも同法の適用を誤っている。条例第7条第1号ただし書ウ(公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報)によると、公務員の氏名も開示すべき情報に含まれている。したがって、CCRC アドバイザー任命決裁に記載されている起案者名は、条例第7条第1号ただし書ウに該当するため開示すべきである。

(2) CCRC アドバイザー任命状(～R7.3.31)の市長印印影

実施機関は、本件処分時、CCRC アドバイザー任命状(～R7.3.31)の市長印印影について、条例第7条第1号を不開示理由の根拠として審査請求人に通知していた。ところで、上記通知書(公文書部分開示決定通知書)にも市長印が押印されており、その市長印が押印された公文書部分開示決定通知書は、上記のとおり審査請求人に通知されている。しかも、当審査会がインカメラ手続きにより、CCRC アドバイザー任命状(～R7.3.31)の市長印印影と上記公文書部分開示決定通知書の市長印印影とを比較したところ、同一の印影であった。このことからすると、CCRC アドバイザー任命状(～R7.3.31)の市長印印影は、慣行として公にされている情報と認められる。よって、条例第7条第1号ただし書イ(慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報)に該当するため開示すべきである。

(参考) 答申に関与した南島原市情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
伊 東 讓 二	長崎県弁護士会	委員長
横 山 均	長崎県立大学 教授	
藤 野 美 保	総務省行政相談委員(元長崎県職員)	
柏 田 正	長崎県人権擁護委員連合会	